

令和3年度「空き家再生等推進事業」募集案内

民間事業者等に対して、空き家住宅または空き建築物を、地域の活性化に資する地域活動や地域住民の交流拠点等の用途に活用する場合、その改修費の一部を補助します。

補助要件

対象物件

神戸市の市街化区域内にあり、おおむね1年以上空き家となっている住宅または建築物
(以下「空き家」という)

対象者 空き家の所有者(予定を含む)または 空き家の賃借人(予定を含む)

※神戸市税の滞納者や暴力団員等は対象となりません。

地域活動

地域コミュニティ維持・再生を目的に、10年以上継続的に、対象の空き家を次のいずれかの用途に活用するものが対象です。

- ・滞在体験施設
- ・交流施設
- ・体験学習施設
- ・創作活動施設
- ・文化施設
- ・周辺地域住民が利用するコワーキングスペースやシェアオフィス
- ・その他市長が認める用途

※宗教活動・政治活動・選挙活動・公益を害したり公序良俗に反する恐れのある活動は対象となりません。



活用イメージ

補助金額 補助対象工事に要する経費の2/3 または 2,333千円 のうちいずれか低い額

補助対象工事

- ・台所、浴室、洗面所、便所の改修工事
- ・給排水、電気、ガス設備の改修工事
- ・屋根、外壁等の外装の改修工事
- ・壁紙の張替え等の内装の改修工事
- ・通信環境の整備工事
- ・耐震改修工事(耐震基準を満たす必要があります。耐震診断の経費は補助対象外。)
- ・その他市長が認める工事

その他

詳しくは、「神戸市空き家再生等推進事業補助金交付要綱」および「神戸市空き家再生等推進事業補助金審査会設置要綱」をご覧ください。その他、補助金交付要綱に記載のない事項については「神戸市補助金等の交付に関する規則」をご確認ください。

募集方法

募集期間

令和3年4月1日（木曜）から令和3年9月30日（木曜）まで ※水曜・日曜・祝日を除く
受付時間は10時から17時まで

募集件数 若干数

応募方法 申請書類を作成し、下記の【申請・問合せ先】まで持参してください。

応募様式 神戸市ホームページよりダウンロードしてください。

採択方法

- ・募集期間終了後、「神戸市空き家再生等推進事業補助金審査会設置要綱」に基づき、事業の公益性や継続性等について、審査会により審査を行います。その際、必要に応じて、ヒアリングを実施する場合があります。
- ・採択にあたっては、条件を付す場合があります。

注意事項

- ・審査会の審査により採択事業を決定するため、**必ず採択されるものではありません。**
- ・**耐震基準を満たしている または 改修により満たすことが必要です。**
- ・**10年以上継続して活用することが必要です。**
- ・移転に要する経費は補助対象外です。
- ・賃貸として活用することも可能ですが、活用を予定している法人または個人が決定していることが必要です。
- ・**都市計画法、建築基準法、旅館業法等の許可等が必要な場合があります。**事前に、各関係部局にご相談ください。
- ・**申請にかかる工事は、補助金交付決定通知があるまで、契約や着手はできません。**
- ・本事業により補助を受ける工事と同一の部位に対して、国や地方公共団体から重複して補助を受けることはできません。当該事実が判明した場合、補助金交付決定を取り消す場合があります。
- ・本事業完了後、実績報告書を提出する必要があります。
- ・実績報告書の審査や現地確認等により、交付決定の内容等に適合すると認められるときは、補助金を指定口座へ振り込みます。

申請・問合せ先

神戸市すまいとまちの安心支援センター **すまいるネット**
〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-1 アスタくにつか5番館2階
電話番号 078-647-9933
受付時間 10:00～17:00（水曜・日曜・祝日を除く）

※当該制度は神戸市の補助制度です（制度所管課：建築住宅局政策課）